

件名	該当者	手続きの方法
旅券(パスポート)	旅券所持者	住所変更の手続きは必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住所をご自身で訂正していただいで結構です。ただし、他のページに書き込みをすると、旅券が無効となりますのでご注意ください。 【島原振興局総務課 TEL 0957-63 - 5036】
自動車運転免許証	免許証所持者	住所変更の手続きが必要です。ただし、更新時に併せて手続きを行うことができます。なお、書き換えを希望される方は、南島原警察署及び運転免許試験場(大村)で手続きができます。 【南島原警察署 TEL 0957-86-2110】 【運転免許試験場(大村)TEL 0957-53-6131】
土地・建物登記簿の所在	所有者	所在変更の手続きは必要ありません。 所在の変更登記は法務局が職権で行いますので手続きは不要です。 【長崎地方法務局島原支局 TEL 0957-62 - 2513】
土地・建物登記簿の名義人(所有者・抵当権者など)の住所		住所変更の手続きは必要ありません。 所有者等の住所は、新市名に変更されたものとみなされます。なお、住所変更しないと不都合がある場合には、管轄する法務局へ申請して変更することができます。
会社(法人)の本店及び主たる事務所の所在	会社・法人の代表者及び役員	所在変更の手続きは必要ありません。 本店及び支店の所在変更登記は法務局が職権で行いますので手続きは不要です。 【長崎地方法務局島原支局 TEL 0957-62 - 2513】
会社(法人)の代表者・役員等の住所		住所変更の手続きは必要ありません。 代表者等の住所変更は法務局が職権で行いますので手続きは不要です。 【長崎地方法務局島原支局 TEL 0957-62 - 2513】
国民年金・厚生年金の受給者・加入者の住所	受給者 加入者	住所変更の手続きは必要ありません。 【諫早社会保険事務所 TEL0957-25-1661】
自動車検査証	普通自動車の使用者及び所有者	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、名義変更や廃車の際に、証明書が必要となる場合があります。 詳しくは担当窓口へお問い合わせください。 【九州運輸局長崎運輸支局 TEL095-839-4748】
	小型二輪自動車(排気量250CC超)の使用者及び所有者	
	軽自動車の使用者・所有者	住所変更の手続きは必要ありません。
	二輪自動車(排気量125CCを超え250CC以下)の使用者及び所有者(軽自動車届出済証)	住所変更の手続きは必要ありません。